

令和6年11月15日

各居宅介護支援事業所管理者 様

社会福祉法人 優輝会
指定通所介護事業所 恵珠苑
生活相談員 川原 正明
電話 (095) 828-1332

【機能訓練加算に関するお知らせ】

拝啓 日頃より当事業所の運営にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、12月より、当事業所の機能訓練指導員の配置が一部変更となる運びとなりました。これに伴い、機能訓練加算（Ⅰ）□の人員確保が難しい日が出る見込みです。

機能訓練加算（Ⅰ）□（76単位）は、機能訓練指導員が2名以上配置されている時間帯にのみ算定が可能です。しかし、今後の一部時間帯においては1名体制での運営となるため、その場合は機能訓練（Ⅰ）イ（56単位）として算定とさせていただきます。

- ・ 訓練内容や対象者はこれまで通り変更なく実施いたします。
- ・ ご利用者様の機能訓練が従来どおり安全に行われるよう、最大限の配慮を行い、個々のニーズに沿った支援を提供いたします。
- ・ 機能訓練（Ⅰ）イの算定日は実績によって代えさせていただきます。

令和6年11月現在の加算状況

- ・ 7時間から8時間通常規模型（介護度による基本単位）利用毎
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）□（76単位）利用毎
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（56単位）利用毎【今回追加】イか□の算定
- ・ 入浴介助加算Ⅱ（55単位）利用毎
- ・ ADL維持等加算Ⅱ（60単位）ひと月
- ・ 個別機能訓練加算Ⅱ（20単位）ひと月
- ・ 科学的介護推進体制加算（40単位）ひと月
- ・ サービス提供体制加算Ⅰ（22単位）利用毎
- ・ 処遇改善加算Ⅰ（各種加算合計×0.092）ひと月

なお、サービス内容そのものに変更はなく、これまで同様、ご利用者様の健康維持・向上に努めてまいります。何かご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

敬具